

耐震改修等
の設備費用耐震改修
工事中の賃金

対応融資



中小企業向け県制度融資

特定建築物耐震化特別貸付

をご利用ください！

昭和56年5月31日以前に建築された特定建築物^(※1)を対象に
耐震診断、改修計画策定、建替え、改修等の地震対策に利用できる制度融資^(※2)です。

融資限度額 10億円

利子補給後の融 資 利 率
年 **1.035%** 以内又は年 **1.6%** 以内
(固 定 金 利)

融 資 期 間
最長 **15 年間**
(据置5年以内)

県の利子補給率
最大
1.035%
(信用保証 任意)

※1 特定建築物とは、下表の規模の建築物となります。

建築物	建築物の規模
ホテル・旅館、ボウリング場、病院、診療所、 展示場、卸売市場、百貨店、マーケット、 飲食店、劇場、映画館、集会場、理髪店、 博物館、美術館、銀行、工場、事務所、 賃貸住宅（共同住宅に限る） 等	3階以上かつ 1,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入居施設 等	2階以上かつ 1,000㎡以上
幼稚園、保育所	2階以上かつ 500㎡以上

詳細は、静岡県くらし・環境部建築安全推進課 (054-221-3076) にお問い合わせください。

※2 本貸付を利用する際には、耐震診断結果報告書と耐震判定委員会の判定書の写しが必要となります。

県制度融資は、県が金融機関に利子補給（年0.47%以内又は年1.035%以内）することで、利用者が低利で融資を受けることができます。また、信用保証協会の協力を得て保証料も割安（▲0.15～▲0.6%）になっています。

『特定建築物耐震化特別貸付』の概要

(令和7年4月1日現在)

区 分	内 容
融 資 対 象 者	原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる個人事業者、会社及び組合
融 資 限 度 額	10億円
資 金 使 途 (太字は必須) 及び 融資利率 ^{※1} 等 〔固定金利〕	<必須> 所定金利(金融機関)：2.07%以内 利子補給率(県)：1.035%以内 融資利率(申請者負担)：1.035%以内 昭和56年5月31日以前に建築された特定建築物で、下記項目を実施する際に必要な資金 ①特定建築物の耐震診断費用 ②特定建築物の耐震改修計画策定費用 ③特定建築物の建替え・改修工事費用 ※①、②を単独で申込む場合には、利子補給率：0.47%以内、融資利率：1.6%以内が適用される。 また、③の場合は耐震診断が必須で、耐震診断の結果、建替え・改修が必要と認められたものに限る。 ※③の建替え・改修工事と併せて、以下の項目を実施する場合も利子補給率：1.035%以内が適用される。 ○ブロック塀、石塀等の困障、広告看板等の耐震性を向上させる改修、撤去 ○機械、機具、商品等の転倒及び転落等並びに窓ガラス等の飛散防止 ○地盤改良等（基礎杭打設、切土工等） ○浸水防止のための工事（嵩上げ等）、工作物（擁壁等）の設置又は改修 ○非構造部材の崩落防止の改修 ○消防水利施設（有蓋貯水槽、防火井戸）の設置及び耐震性を向上させる改修 ○消防用設備の設置（消防法で設置を義務付けられている設備を除く） ○応急給水資機材等（浄水器、給水槽、深井戸等）の設置 ○危険物・高圧ガス及び毒劇物関係施設の、耐震性の向上、流出等の防止又は火災等の防止を目的とした改修 ○避難路及び避難地（津波避難タワー等）の整備 等
融 資 期 間	15年以内（据置5年以内）
保 証 料 率 ^{※1}	金融機関が必要と認めたときは、県信用保証協会の保証付きとし、年0.3%～1.3%（有担保の場合0.1%割引）
償 還 方 法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還
担 保 及 び 保 証 人	金融機関及び県信用保証協会の取扱いによる
提 出 書 類	【必須】申込書(様式第1号)、事業計画書(様式第13号)、特定建築物確認書(様式第13号別紙)、見積書、図面・写真等、決算書(最近2年分)、耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し 等 【資金用途により】証明書(様式第14号)、設計図書 等

※¹ ホテル・旅館の耐震補強で、県と災害時協定を締結している等の条件に該当する場合、融資利率・保証料率がより優遇されます。詳しくは、くらし・環境部建築安全推進課（054-221-3076）までお問い合わせください。

- ・お申込みは、下記の申込窓口まで、お願いします。
- ・お申込みに際しては、金融機関及び信用保証協会の審査があり、ご希望に沿えない場合がございます。

- ◆ 申込窓口・問合せ先 ◆
- ・県内各取扱金融機関
 - ・静岡県経済産業部商工金融課（054-221-2513）

